

SMART BANK 取引規定（インターネット支店用）

本規定は、SMART BANK取引申込み（以下、「申込み」という。）により、スルガ銀行株式会社（以下、「当社」という。）所定の保証会社（以下、「保証会社」という。）の保証に基づき、当社と締結したSMART BANK取引（以下、「この取引」という。）に適用されます。本規定に定めのない事項については、総合口座取引規定他、この取引に関連する規約、規定が適用されます。

第1条 SMART BANK取引

- (1) この取引は、原則として、普通預金機能（以下、「普通預金」という。）ならびに当座貸越機能（商品名「SMART BANKサービス」、以下、「当座貸越」という。）が一体となった金融サービスです。ただし、当社ならびに保証会社は、所定の審査を行なった結果、当座貸越のサービス提供を見合わせる場合があります。
- (2) この取引における当座貸越の契約は、当社ならびに保証会社が所定の審査を行ない適当と認めて、この取引を申込みされたお客さま（以下、「お客さま」という。）に、契約応諾通知書を発送することにより成立します。
- (3) この取引により口座開設する普通預金口座（以下、「預金口座」という。）が、当座貸越のご返済口座となります。
- (4) この取引の申込みに関して、申込みに未記入・未入力箇所ならびに申込記載事項以外でも当社が取引上の判断のために必要と認める事項があるとき、当社がご自宅またはお勤め先に電話し、その未記入箇所ならびに必要な事項について伺ったうえ、申込み等に補記いたします。
- (5) この取引は、お客さまの生活関連資金を目的として当座貸越を受け、その返済を行なう取引であり、事業性資金ならびに法令・公序良俗に反する目的では取引を行なうことはできません。
- (6) この取引は、本規定第4条に定める貸越極度額が500万円までの取引が対象であり、貸越極度額が500万円を超えるときは、当社の同種の他の商品への切替をさせていただきます。当該他の商品への切替えは、当社所定の手続により行ないます。

第2条 取引方法等

- (1) この取引で使用する預金口座は、当社本支店のうちいずれか1か店のみで開設することができます。
- (2) この取引における当座勘定（以下、「この当座勘定」という。）の取引は、次の各号の取引とし、小切手、手形の振出あるいは引受けはしません。
 - ① 預金口座のキャッシュカードにより当社所定の現金自動預入支払機（以下、「ATM」という。）を利用した当座勘定の入出金取引。
 - ② 預金口座のキャッシュカードにより当社以外の他行等のATMを利用した際に、預金口座の普通預金残高（総合口座取引規定による当座貸越の残高が限度額に達しているときも含みます。）を超える払戻しの請求をしたときの取引。
 - ③ 第3条による自動融資
- (3) この取引における当座貸越借入は、前項(2)の取引により発生します。
- (4) この当座勘定への入金、ただちに資金化できるもの（通貨、または他預金からの振替など）に限ります。

第3条 自動融資

預金口座が、口座振替出金等のため資金不足となったとき、その不足相当額をこの当座勘定から自動的に出金します。これを自動融資といいます。

ただし、預金口座の資金不足が第7条、第8条の返済によるときを除きます。自動融資により当座勘定から出金するときには、当社所定の請求書の提出は不要とします。

第4条 貸越極度額

- (1) 貸越極度額は、契約応諾通知書記載の金額のとおりとします。ただし、貸越極度額の上限は500万円とします。
- (2) 当社が契約応諾通知書で通知した貸越極度額は、当社が所定の審査のうえ適当と認めるときには増額できます。ただし、お客さまが増額を希望しないときには増額を中止できます。
- (3) お客さまは当社所定の方法により貸越極度額の増額申込をすることができます。当社が所定の審査のうえ適当と認めるときには貸越極度額を増額できます。

第5条 取引期間

- (1) お客さまがこの取引に基づき当座貸越借入を受けられる期間(以下、「取引期間」という。)は、契約成立日からその1年後の応当月の末日までとします。ただし、当社から期間満了日までに期限を延長しない旨の申出がないときには、取引期間は更に1年間自動更新し、その後も同様とします。なお、満70歳の誕生日から最初に到来する期間満了日の翌日以降、または当社が債権保全上必要と認めるときは、新たな貸付を中止いたします。ただし、当社と所定の取引があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が前項の期間延長に関する審査等のためお客さまに資料の提供または報告を求めたときには、ただちにこれに応じていただきます。なお、財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社からの請求がなくてもただちに報告してください。
- (3) 本条(1)にかかわらず、当社が取引期間の更新を認めなかったときは、次のとおりとします。
 - ① お客さまは、当社から新たな借入を行なうことができなくなります。
 - ② 本規定に基づく残債務があるときは、本規定に従って完済に至るまで支払いをし、かかる支払いに関する限り、本規定の関連条項は有効に存続します。
- (4) お客さまから、期間満了日の前日までに、期間を延長しない旨の申出がなされたときは、次のとおりとします。
 - ① 期間満了日の翌日以降この取引による当座貸越は行ないません。
 - ② 貸越元利金は本規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に終了します。

第6条 貸越金利息等

- (1) 貸越金の利息(保証料を含みます。)は、付利単位を1,000円以上100円単位とし、毎月1日(銀行休業日のときは翌営業日)に当社所定の利率または当社が特にお客さまに対して適用する利率によって計算します。利息の計算は、平年うるう年に関係なく、毎日の貸越最終残高の合計額×利率/365の算式により行ないます。
- (2) 利息は第7条による定例返済に含めて支払います。ただし、前月10日現在の当座貸越残高がないときで

あっても、未収利息が発生しているときには、第7条で定める定例返済日に、(1)で定めた算式により計算された利息のみを支払うこととします。

- (3) 貸越利率は、当社の定める基準利率を基準として、基準利率の変更に伴って、引上げ、または引下げることがあります。
- (4) 金利情勢の変化その他相当の事由があるときには、当社は、当社所定の利率を一般に行なわれる程度のものに変更します。
- (5) 当社に対する債務を履行しなかったときの損害金は、19.5% (年365日の日割計算)とします。

第7条 定例返済

- (1) お客さまは、毎月1日(銀行休業日のときは翌営業日。以下、「定例返済日」という。)に前月10日(銀行休業日のときは翌営業日、または期間満了後のときは期間満了日)現在の当座貸越残高(以下、「基準日の貸越残高」という。)に応じて、次のとおり返済します。

当座貸越残高	当月の返済額
1万円未満のとき	基準日の貸越残高+利息・遅延損害金
1万円以上 50万円以下	1万円
50万円超 100万円以下	2万円
100万円超 200万円以下	3万円
200万円超 300万円以下	4万円
300万円超 400万円以下	5万円
400万円超 500万円以下	6万円

- (2) 前月11日以降定例返済日前日までの間に随時返済したことによって、定例返済日前日の当座貸越残高が1万円未満となったときには、前項(1)の規定にかかわらず、お客さまは定例返済日前日現在における当座貸越残高の全額、ならびに利息・遅延損害金を返済します。
- (3) 利息・遅延損害金の合計額が(1)に定める返済金額を超過するときは、利息・遅延損害金の合計額を返済額とします。
- (4) 定例返済金の充当の順序は、①遅延損害金、②利息、③元本とします。

第8条 自動引落し

第7条による返済は、自動引落しの方法によります。お客さまは、毎月定例返済日までに、預金口座に返済金相当額以上の額を入金し、当社は、定例返済日に小切手ならびに通帳および請求書なしで引落としのうえ、返済にあてます。

また、万一入金が遅延したときには、入金後いつでも当社は同様の処理を行いません。ただし、預金口座の残高が返済金相当額に満たないときには、当社はその一部の返済にあてる取扱いを行いません。

第9条 随時返済

- (1) 第7条による定例返済のほか随時に100円単位で任意の金額を返済できます。
- (2) 随時返済は、第8条の自動引落しによらずATMまたは当社営業店窓口において行ないます。
- (3) 前項(2)の随時返済の返済金額は当座貸越借入金の範囲内とします。
- (4) 当座貸越借入金について定例返済が遅延しているときは、当座貸越勘定への随時返済はできません。

ただし遅延金合計額を「預金口座」へ入金し、当社が第8条により自動引落しの処理を終了した後については前各項によりお取扱いたします。

第10条 期限の利益喪失

- (1) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じたときには、お客さまは当社から通知催告等がなくてもこの取引によるいっさいの債務について、当然に期限の利益を失い、ただちに債務の全額を弁済していただきます。
 - ① 第7条ならびに第8条に定める返済金の支払を遅延し、3か月後の返済日になっても支払わないとき。
 - ② 支払の停止または、破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④ 預金その他の当社に対する債権について仮差押えまたは、差押えの命令、通知が発送されたとき。
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったとき。
 - ⑥ 相続の開始があったとき。
- (2) 次の各号のときは、当社の請求によってこの取引によるいっさいの債務は、期限の利益を失い、お客さまにはただちに債務の弁済をしていただきます。
 - ① 当社に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。ただし、前項第①号に規定するときを除く。
 - ② お客さまが振出人あるいは引受人となっている手形または小切手が不渡りになったとき。
 - ③ 本規定の一つでも違反したとき。
 - ④ この取引に関し当社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ⑤ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (3) 前項(2)において、お客さまが当社に対する住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当社からの請求が延着し、または到着しなかったときには、通常到達すべきときに期限の利益が失われます。

第11条 貸越の中止、極度額の変更

- (1) 当社が債権保全等のため、もしくはお客さまが第10条の一つにでも該当または該当すると当社が認めるときは、当該時点におけるお客さまの当座貸越借入金の総額が貸越極度額の範囲内であっても、当社は、貸越の中止、利用限度額の変更ができます。
- (2) 前項(1)のほか金融情勢の変化、債権保全その他相当の事由があるときは、当社はいつでも利用限度額を減額、あるいは新たな貸越を中止することができます。
- (3) 前項により利用限度額の減額、あるいは新たな貸越の中止を行なった後、当該事由が解消されたことが認められたときは、利用限度額を増額し、また、新たな貸越中止の解除をすることができます。

第12条 解約

- (1) お客さまは、いつでもこの取引を解約することができます。このとき、お客さまは、当社所定の方法により通知し、ただちにこの取引による債務を全額弁済していただきます。

- (2) 第10条の各号の事由があるときは、当社はいつでもこの取引を解約することができます。
- (3) 前項(2)によりこの取引が解約されたときは、お客さまには、この取引による債務をただちに全額弁済していただきます。

第13条 当社からの相殺

- (1) お客さまがこの取引による債務を履行しなければならないときには、当社は、このお客さまへの債権と、貸越元利金等と預金その他当社がお客さまに対して負担する債務とを、当社がお客さまに対して負担する債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも書面により相殺することができます。
- (2) 前項(1)によって相殺をするとき、債権債務の利息ならびに損害金の計算期間は、その期間を計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割りで計算します。

第14条 お客さまからの相殺

- (1) お客さまは、支払期にある預金その他当社に対する債権とこの取引による債務とを、この取引による債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
- (2) 前項(1)によって相殺をするときには、書面によって通知し、相殺した預金その他債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに当社に提出していただきます。
- (3) 本条(1)によって相殺したときにおける債権債務の利息ならびに損害金の計算については、その期間を当社の計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

第15条 占有物の処分

お客さまがこの取引による債務を履行しなかったときには、当社は、占有しているお客さまの動産、手形その他の有価証券(混蔵寄託による共有持分を含みます。)を、必ずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の返済に充当します。

第16条 債務の返済等にあてる順序

- (1) お客さまにこの取引による債務のほか当社に対する他の債務があるときに、当社から相殺するときは、当社は、債権保全上等の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまはその指定に対しては異議を述べることはできません。
- (2) お客さまは、この取引による債務のほか当社に対する他の債務があるときに、債務の返済または相殺をするときは、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- (3) お客さまの上記指定がなかったときは、当社がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます、その指定に対しては異議を述べることはできません。
- (4) お客さまの上記指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は、遅滞なく異議を述べ、保全、保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるのかを指定することができます。
- (5) 上記によって当社が指定する債務については、その期限が到来したものとみなします。

第17条 危険負担、免責条項

- (1) お客さまが当社に差入れた契約書等が、事変・災害等当社の責めに帰すことのできない事情によって紛失・滅失または損傷したときには、お客さまは、当社の請求により代り証書等を差入れてください。
- (2) この取引において貸越金支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影(または暗証)について、当社が届出の印鑑(または暗証)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第18条 届出事項の変更

- (1) お客さまは、氏名、住所、勤務先、勤務地その他届出事項に変更があったときは、ただちに当社に所定の届出用紙または当社が適当と認める方法により届出てください。
- (2) お客さまが前項(1)の氏名、住所、または勤務先等の変更の届出を怠ったとき、当社からの通知または送付書類等が延着し、または不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなします。

第19条 報告ならびに調査

- (1) 当社が債権保全上必要と認めて請求したときは、お客さまは、信用状態についてただちに当社に報告し、また当社の調査に必要な協力をしていただきます。
- (2) お客さまには、自己の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、当社からの請求がなくても遅延することなく報告していただきます。
- (3) 債権保全等の理由で当社が必要と認めたとき、お客さまは、当社がお客さまの住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することがあることを承認します。

第20条 契約規定等の変更

- (1) 本規定を変更するときは、当社のホームページにおける公表、またはその他相当の方法で告知します。
- (2) 前項の告知後にこの取引を利用したときには、お客さまは変更事項または新SMART BANK取引規定をご利用前に承諾しているものとみなします。

第21条 保証会社への保証債務履行請求

- (1) 第10条により、お客さまにこの取引による債務全額の返済義務が生じたときには、当社は保証会社に対してこの取引による債務全額の返済を請求します。
- (2) 保証会社がお客さまに代わってこの取引による債務全額を当社に返済したときは、お客さまには、保証会社にこの取引による債務全額を返済していただきます。

第22条 債権譲渡

- (1) 当社は、将来この取引による債権を他の金融機関等に譲渡(以下、本条においては信託を含みます。)することができます。
- (2) 前項(1)により債権が譲渡されたとき、当社は、譲渡した債権に関し、譲受人(以下、本条においては信託の受益者を含みます。)の代理人になります。お客さまは、当社に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、当社は、これを譲受人に交付します。

第23条 個人情報の取扱いに関する同意

お客さまは、別途定めのある「個人情報の取り扱いに関する同意書」の内容に同意します。

第24条 反社会的勢力の排除

- (1) お客さまは、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為。
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為。
- (3) お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して当社に虚偽の申告をしたことが判明し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、当社からの請求によってお客さまは当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。また当社は、お客さまに通知することなく一切の取引を停止し、お客さまに通知のうえで本契約を含む一切の契約等を解約できるものとします。
- (4) 前項の規定により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負います。
- (5) 第3項および第4項の規定により、債務が完済されたときに、本規定は失効するものとします。

第25条 合意管轄

この取引に関して訴訟の必要が生じたときには、当社の本店またはこの取引の属する支店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第26条 電子媒体利用に関する同意

- (1) お客さまは、適用法令(法律、政令、省令、ガイドライン、およびそれらの改正を含む。)により認められる最大限の範囲において、当該適用法令の書面の交付を要求する条項に規定された書面の交付、通知その他の当社および保証会社の行為が、電子媒体を利用して提供されることに同意します。
- (2) 当社ならびに保証会社が行なうお客さまへの書面交付ならびに通知その他の行為は、お客さまがお申込みの際に当社ならびに保証会社へ提出したeメールアドレス(変更したときを含む。)に当社ならびに保証会社が送信したときに有効に完了します。当社ならびに保証会社は、当該書面交付ならびに通知その他の行為が、お客さまの行為に起因して第三者に送付されたときでも、それについての一切の責任を負いません。
- (3) お客さまは、いつでも当社ならびに保証会社あてに当社ならびに保証会社所定の方法で申出ることにより、電子媒体を利用しない方法で当該書面交付ならびに通知その他の行為を受けることを選択できます。

第27条 成年後見人等の届出

- (1) お客さまについて家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、ただちに書面によりその旨を当社に届出いただきます。
- (2) お客さまについて家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、ただちに書面によりその旨を当社に届出いただきます。
- (3) お客さまについて、すでに補助・保佐・後見の開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、ただちに書面により当社に届出いただきます。
- (4) 前3項の届出内容に変更または取消が生じたときにも同様に、ただちに書面により当社に届出いただきます。
- (5) 前4項の届出を怠ったために生じた損害については、当社は責任を負いません。

以上

(2017年12月25日現在)